

## 令和6年度 輸送安全マネジメントへの取り組みについて

栃木交通バス株式会社は「安全管理規程」に基づき、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んで参ります。

### 【輸送の安全に関する基本的な方針】

1. 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主体的な役割を果たして参ります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して「輸送の安全が最も重要であるという」意識を徹底させるため、社内掲示等あらゆる場面で全社員への周知を図るものとしします。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

### 【輸送の安全に関する重点施策】

1. 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。
  - ①全社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を厳守いたします。
  - ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
  - ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
  - ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
  - ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
2. 当社及び当社の関連会社は密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。

### 【輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況】

#### 1. 令和5年度の目標達成状況

令和5年度は、有責事故3件の目標を掲げ事故防止に取り組んで参りました。結果、令和5年度は有責事故件数は10件という結果でした。

内容的には重点目標としたバック時の接触が4件、前進での接触が5件、段差での接触が1件となりました。

尚、自動車事故報告規則第2条に規定する事故・故障・人身に及ぶ事故は発生しておりません。

#### 2. 令和6年度の目標

前年度の物件事故における有責事故件数10件に対し、本年度は3件以内を目標値とします。

尚、自動車事故報告規則第2条に規定する事故・故障は、前年度に続き0件を目標値とします。

### 【自動車事故報告第2条に規定する事故】（連続32年 0件継続）

#### 【事故、故障統計】

#### 1. 前年状況（令和5年度/令和5年4月～令和6年3月）

（実績） 人身事故 0件  
有責事故 0件  
車両故障 0件

#### 2. 本年度の目標（令和6年度/令和6年4月～令和7年3月）

（目標） 人身事故 0件  
有責事故 0件  
車両故障 0件

#### 【輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制】

1. 輸送の安全に係る情報伝達の伝達体制及びその他の組織体制は、資料1のとおりです。

#### 【輸送の安全に関する計画】

1. 事故対策安全会議  
管理職で構成される「事故対策安全委員会」を設置し、輸送の安全の確保に関して定期的に会議を開催し、業務に係る情報の伝達及び連絡調整を図ると共に、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善を確実に実施いたします。（組織図：資料4）
2. 立会い点検  
経営トップ又は安全統括管理者、統括運行管理者による定期的な点呼業務の立会いや安全総点検を実施いたします。
  - ①点呼業務 年に2回実施。
  - ②事故対策安全総点検 年に2回実施。（春・年末年始の交通安全、輸送点検運動期間時に行う）
3. 事故防止運動  
4月「春の全国交通安全運動」、8月「夏の輸送総点検運動」、10月「秋の全国交通安全運動」12月「年末年始輸送安全総点検」等、全社的な事故防止運動を定期的の実施いたします。
4. 教育体制等
  - ①年間教育計画及び月間指導項目に基づき、計画的に交通安全教育を実施いたします。
  - ②全運転士を対象に交通法規遵守、安全運転遂行、事故防止啓蒙等を目的として、教育研修を定期的（通常年1回）実施いたします。
  - ③自動車事故対策機構等が主催する実技研修等に計画的に派遣いたします。
  - ④指導運転士等による運転技能向上教育を定期的の実施いたします。
5. 事故防止対策会議  
乗務部と運行部門合同で事故事例の分析検証と再発防止の策定等、「事故防止対策会議」を定期的（通常年2回）に開催いたします。
  - ①ヒヤリハット集及びデジタルタコメーター等による運転士の安全教育指導の活用。

#### 【事故・火災等に関する報告連絡体制】

1. 重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は、資料3、資料4のとおりです。

#### 【輸送の安全に関する内部監査の実施】

1. 令和5年3月25日に内部監査室による輸送の安全確保に関する監査を実施した結果、安全マネジメントの主旨を理解し、安全目標並びに輸送の安全に関する年間計画に基づき取り組みを実施しており、安全管理体制が機能していることを確認いたしました。

#### 【安全統括管理者及び安全管理規程】

1. 安全統括管理者 運行部長 小川 圭二
2. 当社のホームページ「輸送安全マネジメントへの取り組みについて」にて当社の「安全管理規程」及び輸送の安全に関する組織図がご覧頂けます。

以上